

管理委託契約書

委託者 公益財団法人三木山人と馬とのふれあいの森協会（以下「甲」という）
と受託者 （以下「乙」という）とは、下記業務の委託について、
次のとおり契約する。

契約要項

1. 管理物件

| | |
|-------|--------------------------------|
| 建物の所在 | 三木市別所町高木三木ホースランドパーク |
| 建物の名所 | 三木ホースランドパーク |
| 管理対象 | 本厩舎、飼料庫、ボロ庫、外来厩舎内外 屋内馬場及び側溝 |

2. 管理業務

殺菌消毒・害虫防除

3. 管理期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日

4. 管理料

年間金額 ￥ — （税抜き価格）

第1条 （総 則）

甲は上記の管理を乙に依頼し、乙はこれを引受ける。

第2条 （管理業務の内容）

本厩舎、飼料庫、ボロ庫、外来厩舎内外、外来厩舎夜間詰所、屋内馬場及び側溝の殺菌・害虫防除の定期作業（月1回）

第3条 （負担区分）

乙の管理業務遂行上必要とする機械、器具、工具、備品、資材、消耗品等の負担区分については次の通りとする。

1. 甲の負担
害虫の侵入を防止するために必要な諸材料（ハエ防除の場合の網等）
2. 乙の負担
殺菌消毒・害虫防除に使用する薬品（バリゾン乳剤・パコマ殺菌剤・サフロチンVP乳剤・スミチオンMC剤・クマリン系殺鼠剤）
機械（動力自動噴器等）、運搬に使用する車両、その他工具、備品。

負担区分の明確でないものについては甲乙協議して定める。

第4条（管理上の義務）

乙はこの建物が常に衛生的環境を維持しうるような善良なる管理者の注意をもって、殺菌消毒並び害虫防除管理を行う義務を負う。甲は乙の業務遂行にできる限り協力する義務を負う。

第5条（契約期間）

委託業務の契約期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までのとおりとする。

契約期間満了の1ヶ月前までに甲または乙が、契約の更新を行わない旨を相手方に通知した場合を除き、自動的に1年に限り更新するものとする。

第6条（契約の解除）

甲乙相互間において相手がこの契約遂行上不信行為があると認めた場合は、契約期間中であっても1ヶ月前の予告をもって、この契約を解除することができる。

但し、甲が一方的事由により契約期間途中にて解除の場合、甲は契約金全金額を乙に支払う事とする。

第7条（管理料）

1. この契約に基づく管理料金額は前記の通りとする。
2. 乙は、甲に対して、前記の管理料を月割りにした金額に消費税額及び地方消費税額を加えた額を、当月の末に請求するものとする。
3. 甲は、前項の適法な支払請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に管理料を乙に支払うものとし、その方法は、乙の指定する貯金口座への振込によるものとする。

第8条 (管理料の改訂)

物価、その他経済情勢の変動によって、管理料を改訂する必要を生じた場合、乙は甲にこの旨申し入れ、双方協議の上で改訂するものとする。

第9条 (未定事項の処理)

この契約に定められていない事項については、法令その他慣習に従う外、甲乙協議の上、決定するものとする。

第10条 (秘密の保持)

甲及び乙は、本契約に係って業務上知り得た事項については、一切他に漏洩してはならない。本契約終了後も同様とする。

第11条 (暴力団等反社会的勢力の排除)

乙は、自己が反社会的勢力(「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針(令和19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)」において、暴力、威力又は詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である旨定められている「反社会的勢力」をいう。以下同じ。でないことを表明し、現在及び将来において次の事項に該当していることを保証する。

- (1) 役員等(役員のほか、支配人、営業所の代表者その他いかなる名称によるかを問わず役員と同等以上の職権又は支配力を有するのもい、非常勤の者を含む。)に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(令和3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為を行うおそれがある者(以下「暴力団関係者」という。)がないこと。
- (2) 暴力団、暴力団員または暴力団関係者(以下これら三者を「暴力団等総称する。)が経営に関与していないこと。
- (3) 暴力団等から名目を問わず資金提供、出資など便益を受けていないこと。
- (4) 暴力団等から名目を問わず資金の供給など便益を供与していないこと。
- (5) 反社会的勢力との間に、利用、協力、交際など社会的に非難されるべき関係を一切有していないこと。

2 甲は乙につき前項の規定に反すると疑う事実があるときは、乙に対し当該事項に関する期間内に甲に報告書を提出しなければならない。

3 甲は次の各号のいずれかに掲げる場合は、即時この契約を解除し、解除によって生じた損害の賠償を乙に請求することができる。

(1) 乙が第1項の保証に反し、又は反すると疑うに足りる相当の理由があるとき。

(2) 乙が前項の規定に反して報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出したとき。

第12条

上記契約の成立を証する為、本書2通を作成し、甲乙各その1通を保有する。

以上

令和6年3月 日

甲 所在地 三木市別所町高木三木ホースランドパーク
名 所 公益財団法人三木山人と馬とのふれあいの森協会
代表者名 理事長 伊東 茂治

乙 所在地
名 所
代表者名